

## 茨城県行政書士会会則に基づく処分

氏 名：大岡 伸行

登録番号：06111478

事務所名称：大岡行政書士事務所

事務所所在地：牛久市南4-45-50

戒処分年月日：令和7年12月2日

懲戒処分の内容：令和7年12月3日から1か月間の会員の権利の停止

懲戒処分の理由：・ 本会では当会員が登録している事務所に実態がなくなっていることを確認しており、変更登録するよう指導しているが、当該手続きを長期間に渡り行っていない。

行政書士は、行政書士法第8条第1項によりその業務を行うための事務所を設ける義務があるほか、同法第6条の4により登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更登録しなければならないことが定められており、上記事実はこれに違反している。

- ・ さらに、当該変更登録手続きは、日本行政書士会連合会会則第44条によって定められており、その対応が行われていないことは、行政書士法第13条及び茨城県行政書士会会則第66条第1項に違反している。